

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま新都心バスターミナルの使用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例
条 項		条例第6条、第7条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 交通政策課 (電話:048-829-1053)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バスターミナルの使用を許可しない。  (1)バスターミナルの設置の目的に反するとき。 (2)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3)バスターミナルの施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)前3号に掲げるもののほか、バスターミナルの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	令和2年6月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事実関係の認定に難易差があり、設定が困難であるため)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		